

火災物件廃棄物の受入について

火災廃棄物を搬入の際は受入準備の為、**3営業日前までに**
詳細をご連絡くださいますようお願い致します。

連絡事項

搬入日時

当日の連絡や連絡の無い場合の搬入は
ご遠慮いただいておりますのでご了承下さい

搬入量

m³数または台数をお知らせください

内容物

火災時期

火災鎮火後、**48時間**
以上経過し、完全に
消火されている物を
搬入してください

受入不可物

一般廃棄物

居住部分に関する物

対象部分に関しては
各市町村の基準に
従ってください

コンクリート基礎 トタン屋根 土砂等

家電 リサイクル法 対象4品目

テレビ・エアコン
冷蔵庫・洗濯機

通常受入 不可品目

ガスボンベ
燃料タンク
タイヤ・消火器
塗料・農薬等

柱や梁などの長尺物（約1m以上）の場合は**前処理手数料**がかかりますのでご了承ください。

燃えていない部分に関しましては通常の廃棄物と同様の扱いとなり処理料金等が変わりますので、可能な限り分別をして搬入をお願い致します。

搬入時は車両の荷台に必ず飛散防止のシート類をかけてご来場ください。

処理料金等、ご不明な点がございましたら随時お問い合わせください。

